

決裁区分	部長	課長	課長補佐	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	櫻井	石原	起案	26・10・10
						決裁	26・10・10
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会	
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 26 年度 第 2 回 シンボル事業①調整 ワーキンググループ	
開催日時	平成 26 年 10 月 10 日 (金) 午前 10 時 0 分 ~ 午前 11 時 0 分	
開催場所	西庁舎 3 階会議室	
出席者	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)	教育総務課長
	生涯学習課長	西公民館長
	建築住宅課長	契約課長
	消防総務課長	開発指導課長
	建築指導課長	道路整備課課長補佐(道路計画担当)
	事務局	公共施設再配置推進課主任主事
議 題	1 複合施設の建設計画について	
	2 その他	
配付資料	西中学校等複合施設整備運営事業に係る基本方針(方針公表後に公開)	
	同 基本方針説明資料(方針公表後に公開)	
会 議 結 果		
① 10月17日から基本方針についてパブリック・コメントを実施予定。12月下旬に募集要領、要求水準(案)及び審査基準(案)を公表する予定。		
② 審査基準(案)は審査会に諮るのか。審査期間が短いのではないのか。 ⇒審査会は11月の教育委員会議を経て設置し、審査基準(案)への意見もいただく。PFI等の公民連携事業に精通する委員であれば、短期間でも審査基準の審査は可能だろうが、資料の事前送付やメール対応等により余裕のある審査期間を確保したい。		
③ 「供用開始日」とは、具体的に何を開始する日か。 ⇒最低限、学校が2学期から使えるようにするという意味である。具体的な日付は今後調整する。公民館機能の利用開始は学校とは一律でない可能性はある。消防西分署は、移転準備ができた時点での利用開始となる。		
④ 本事業の事業区域を改めて確認したいが、西中敷地全体(3ha)ではないのか。その場合、歩道整備などの事業は同事業と考えるのか、別事業として考えるのか。また、歩道整備などの予定の有無と事業者に求める内容(用地の確保等)を要求水準(案)に明示する必要がある。 ⇒許認可は、敷地全体で考えるようだが、本事業の事業区域はDBOで行う区域のみである。歩道整備などは別事業として考える。要求水準(案)への記載は今後検討。		
⑤ 前回配布の方針(案)資料にはあった財源の記載が抜けている。 ⇒募集要項の中には上限額を記載する。		
⑥ 今後の市の事務が通常の国庫補助とどのように異なるのか。特に会計検査への対応が不安である。補助を受けるのは市であるから、事業者が行った事業内容を説明することになるのではないのか。		
⑦ 財源の流れが不安要素である。事業スケジュールは出来ているのだから、これに補助の申請・交付や起債のスケジュールなども加えて整理しておくべきではないか。		
⑧ パブリック・コメントの意見の反映はどこで行うか。 ⇒12月に公表する募集要領、要求水準(案)への反映を予定する。		
⑨ 既存施設(西公民館)の扱いも注視して欲しい。複合施設への移行期間もスケジュールに反映して欲しい。公民館条例の改正も必要になる。		
備考		